

コンサルティング業務委託契約書

株式会社アカシア・アドバイザリー（以下「甲」という。）と、株式会社東都フーズ（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し経営コンサルティング業務を委託することに關し、以下のとおりコンサルティング業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

契約締結日	2026年1月15日
甲	株式会社アカシア・アドバイザリー 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階 代表取締役 佐藤 恒一
乙	株式会社東都フーズ 東京都港区芝公園一丁目3番7号 東都芝公園センタービル9階 代表取締役 田中 美咲

第1条（目的）

甲は、乙の事業戦略立案、組織改善、業務プロセス高度化その他別紙1（業務範囲）に定める事項について、専門的知見に基づく調査・分析・提言および実行支援を行い、乙の企業価値向上に資することを目的として本業務を受託する。

第2条（定義）

本契約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「本業務」とは、別紙1に定めるコンサルティング業務をいう。
- (2) 「成果物」とは、本業務の遂行に際し甲が作成し乙に提供する報告書、資料、議事録、分析結果、計画書その他の成果物（電子データを含む。）をいう。
- (3) 「秘密情報」とは、第9条に定めるとおりとする。

第3条（業務内容および遂行体制）

1 甲は、別紙1に定める範囲で本業務を遂行する。業務範囲の変更が必要となる場合、甲乙は第5条（変更管理）に従い協議のうえ決定する。

2 甲の主担当者は、プロジェクトリードとして岡田

恒一（シニアマネジャー）を置く。乙の窓口担当者は、経営企画部長 山本 恒一とする。

3 甲は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行し、進捗および重要論点を乙に適時報告する。

第4条（乙の協力義務）

1 乙は、本業務の遂行に必要な情報、資料、関係者へのヒアリング機会、社内会議への参加機会等を、合理的な範囲で速やかに提供する。

2 乙が提供する情報・資料に誤り、欠落または遅延がある場合、甲は当該事情が本業務の品質・期限に影響する可能性を乙に通知し、必要な対応を協議する。

第5条（変更管理）

1 本業務の範囲、スケジュール、成果物、役割分担または報酬等に変更が必要となる場合、甲乙は書面（電子メールを含む。）により変更内容を特定し協議する。

2 甲乙が変更に合意したときは、変更合意書またはメール等の記録により合意内容を残し、当該合意内容が本契約の一部を構成する。

第6条（報酬および支払条件）

- 1 乙は、甲に対し、本業務の報酬として月額1,500,000円（消費税別）を支払う。
- 2 乙は、前項の報酬を毎月末日締め翌月末日払いにて、甲が発行する請求書に基づき、甲指定の銀行口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- 3 支払期日を経過しても乙が支払を行わない場合、乙は未払金額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。
- 4 甲が本業務の遂行に必要とする交通費、宿泊費、会場費等の実費は、事前に乙の書面承諾を得たうえで乙が負担する。

第7条（成果物の提出および検収）

- 1 甲は、別紙1に定める成果物を、原則として電子データにより乙に提出する。
- 2 乙は、成果物受領後10営業日以内に検収を行い、修正を要する事項がある場合は当該期間内に書面で通知する。乙が期間内に通知しない場合、成果物は検収済みとみなす。
- 3 前項の通知があった場合、甲は合理的な範囲で修正対応を行い、再提出する。

第8条（再委託）

- 1 甲は、乙の書面による事前承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- 2 甲は、再委託先に対し本契約と同等の秘密保持義務および情報管理義務を課し、再委託により生じた行為について乙に対して責任を負う。

第9条（秘密保持）

- 1 当事者は、本業務に関連して相手方から開示された営業上・技術上その他一切の非公知情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
- 2 秘密情報には、次の各号に該当する情報は含まれない。
 - (1) 開示時点で公知であったもの、または開示後に受領当事者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (2) 受領当事者が適法に第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したもの
 - (3) 受領当事者が開示を受ける前から適法に保有していたもの
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発・取得したもの
- 3 当事者は、秘密情報を本業務の目的の範囲でのみ使用し、知る必要のある自己の役員・従業員および第8条に基づく再委託先に限り開示できる。
- 4 本条の義務は、本契約終了後5年間存続する。ただし、秘密情報が不正競争防止法上の営業秘密に該当する場合は、当該情報が営業秘密である限り存続する。

第10条（個人情報・情報セキュリティ）

- 1 当事者は、本業務に関連して個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他適用法令および各当事者の社内規程に従い適切に取り扱う。
- 2 甲は、乙から受領したデータについて、アクセス権限管理、暗号化、ログ取得、持出制限等、合理的な安全管理措置を講じる。
- 3 甲は、秘密情報または個人情報の漏えい等の事故が発生し、またはそのおそれがあることを認知した場合、速やかに乙に通知し、被害拡大防止および再発防止に協力する。

第11条（知的財産権）

- 1 成果物に関する著作権その他一切の知的財産権は、特段の定めがない限り甲に帰属する。
- 2 乙は、本契約の目的達成の範囲内で、成果物を乙の社内利用のために無償・非独占的に使用する権利を取得する。
- 3 乙は、甲の事前の書面承諾なく、成果物を第三者に提供し、または第三者のために利用してはならない。
- 4 前各項にかかわらず、乙が提供した資料・データ・ノウハウに関する権利は乙に留保される。

第12条（責任および免責）

- 1 甲は、専門的知見に基づき善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するが、甲が提供する提言・分析結果は乙の意思決定の参考情報であり、その採否および実行は乙の責任において行われる。
- 2 甲は、乙による提言内容の採否または実行に起因して乙に生じた損害について、甲に故意または重過失がある場合を除き責任を負わない。
- 3 甲が本契約に基づき負う損害賠償責任の総額は、損害発生直前12か月間に乙が甲に実際に支払った報酬総額を上限とする。
- 4 いかなる場合も、当事者は逸失利益、間接損害、特別損害について責任を負わない。ただし、故意または重過失、秘密保持義務違反、または第三者の知的財産権侵害に基づく損害についてはこの限りでない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 当事者は、自らおよび役員等が反社会的勢力に該当しないこと、資金提供その他の関与をしていないことを表明保証する。
- 2 当事者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要せず本契約を解除できる。

第14条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日である2026年1月15日から2027年1月14日までの1年間とする。
- 2 期間満了の1か月前までに当事者いずれからも書面による解約の申入れがない場合、本契約は同一条件でさらに1年間自動更新され、その後も同様とする。

第15条（解除・中途解約）

- 1 当事者は、相手方が本契約に重大な違反をし、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合、書面により本契約を解除できる。
- 2 当事者が次の各号の一に該当した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できる。
 - (1) 支払停止、破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 3 乙は、業務上の必要がある場合、1か月前までに書面で通知することにより、本契約を中途解約できる。
- 4 本契約が終了した場合、乙は終了日までに提供された本業務に相当する報酬および承認済み実費を支払う。

第16条（契約終了時の措置）

- 1 当事者は、相手方の請求がある場合、相手方から受領した秘密情報（複製物を含む。）を返還または消去し、その旨を書面で証明する。
- 2 本契約終了後も、第9条（秘密保持）、第10条（個人情報・情報セキュリティ）、第11条（知的財産権）、第12条（責任および免責）、第18条（準拠法・合意管轄）の規定は有効に存続する。

第17条（不可抗力）

地震、火災、洪水、戦争、内乱、疫病、政府の規制その他当事者の合理的支配を超える事由により本業務の全部または一部の履行が遅延または不能となった場合、当該当事者はその責任を負わない。ただし、当該当事者は相手方に速やかに通知し、影響の最小化に努める。

第18条（準拠法・合意管轄）

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠実に協議し解決する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

【甲】

株式会社ア
カシア・ア
ドバイザリ

—

東京都千代
田区丸の内
二丁目4番1
号 丸の内ビ
ルディング1
5階
代表取締役
佐藤 恒一 印

【乙】

株式会社東
都フーズ
東京都港区
芝公園一丁
目3番7号 東
都芝公園セ
ンタービル9
階
代表取締役
田中 美咲 印

別紙1 業務範囲

本契約第2条に基づく本業務の範囲は、次のとおりとする。

項目	内容
1. 現状分析 (As-Is)	事業・組織・収益構造のヒアリングおよびデータ分析を実施し、課題仮説を整理する。主要KPI（売上、粗利、在庫回転、離職率等）の現状把握を行う。
2. 戦略立案 (To-Be)	中期（3年）成長シナリオおよび重点施策案を策定し、優先順位・投資対効果の観点で整理する。
3. 組織・業務プロセス改善	意思決定プロセス、会議体、責任分掌、業務フロー（購買・生産計画・販売・在庫管理等）を対象に改善案を提示する。
4. 実行支援 (PMO)	施策の実行計画（ロードマップ、マイルストーン、体制、リスク）を作成し、週次定例で進捗管理・論点整理・意思決定支援を行う。
5. 研修・ワークショップ	管理職向けに、課題設定・KPI設計・プロジェクト推進に関するワークショップ（各90分）を月1回まで実施する。
6. 成果物	月次報告書（課題・分析結果・提言・次月計画） 施策ロードマップ（更新版） 会議体/業務フロー整理資料（必要に応じ）を提出する。

別紙2 連絡先・振込口座

1. 連絡先

甲 請求書送付先	経理担当：佐々木 恒一 / finance@acacia-advisory.example.jp / 03-6820-1100
乙 窓口	経営企画部長 山本 恒一 / corp-planning@totofoods.example.jp / 03-6435-2200

2. 甲指定の振込口座（振込手数料は乙負担）

銀行名	三井住友銀行 新宿支店
預金種目	普通
口座番号	1234567
口座名義	カ) アカシアアドバイザリー